

平成24年第1回森町議会定例会9月会議会議録 (第2日目)

平成24年9月14日(金曜日)

開議 午後 1時30分

休会 午後 2時05分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 第1回定例会 認定第 1号 平成23年度森町各会計歳入歳出決算認定について
9月会議
付託議件 認定第 2号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 平成23年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 平成23年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 3 議員派遣の件について
- 4 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員(15名)

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	3番 宮本 秀逸 君
4番 松田 兼宗 君	5番 前本 幸政 君
6番 川村 寛 君	8番 木村 俊広 君
9番 堀合 哲哉 君	10番 中村 良実 君
11番 小杉 久美子 君	12番 長岡 輝仁 君
13番 三浦 浩三 君	14番 東 秀憲 君
15番 黒田 勝幸 君	

○欠席議員(1名)

7番 西村 豊 君

○出席説明員

町 長	佐藤 克男 君
総務課長	木村 浩二 君
総務課参事	佐々木 陽市郎 君
選挙管理委員会	
書記長兼監査	小田 桐 克幸 君
事務局書記長	
出納室長	菊池 一夫 君
防災交通課長	福田 繁幸 君
契約管理課長	富原 尚史 君
企画振興課長	金谷 孝己 君
税務課長	木村 哲二 君
収納管理課長	野田 勝正 君
保健福祉課長	川村 光夫 君
保健福祉課参事	山田 仁君 君
保健福祉課参事	金丸 由起子 君
住民生活課長	竹内 明君 君
環境課長	横内 仁司 君
農林課長	久保 康人 君
水産課長	島倉 秀俊 君
商工労働観光課長	金丸 義樹 君
建設課長	小井田 徹君 君
上下水道課長	石島 則幸 君
教育長	磯辺 吉隆 君
学校教育課長	清水 雅信 君
社会教育課長	伊藤 昇君 君
体育課長	谷口 方規 君
給食センター長	坂尻 正純 君
図書館長	若松 幸弘 君
生涯学習課長	中島 将尊 君
さくらの園・園長	釣 隆吉 君
病院事務長	柏 洵 茂君 君
消防長	山田 春一 君
次長兼消防署長	松川 春真 君
砂原支所長	輪 島 忠徳 君

町民サービス課長	竹	浪	孝	義	君
保健対策課長	澤	口	幸	男	君

○出席事務局職員

事務局 長	佐	藤		洋	君
事務局 次長	藤	田	司	志	君
庶務係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 認定第 1号 平成23年度森町各会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 平成23年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 平成23年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 2 議員派遣の件について
- 3 休会中の所管事務調査等の申し出について

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、堀合哲哉君、10番、中村良実君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（野村 洋君） 地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第2、平成24年第1回定例会9月会議付託議件、認定第1号から認定第4号までの認定4件を会議規則第37条により一括議題とします。

なお、討論及び採決については認定議案ごとに1件ずつ行うこととします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（菊地康博君） 決算審査特別委員会審査報告書。

平成24年9月3日、第1回森町議会定例会9月会議において本委員会に付託されました認定議件4件を審査した結果、次のとおり議決したので、報告いたします。

1、付託議件名、認定第1号 平成23年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 平成23年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成23年度森町公共下水道事業会計決算認定について。

2、審査日程及び経過、9月5日、出席議員14名、各担当課長等から決算書及び報告書をもとに、予算の執行状況について説明を受けました。

9月10日、出席議員14名、森町一般会計の歳入及び歳出（款9消防費まで）と森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計、森町港湾整備事業特別会計について質疑を行いました。

9月11日、出席議員14名、森町一般会計の歳出（款10教育費）から森町国民健康保険特別会計、森町後期高齢者医療特別会計、森町介護保険事業特別会計、森町介護サービス事業特別会計の歳入及び歳出について並びに森町国民健康保険病院事業会計、森町水道事業

会計、森町公共下水道事業会計の収入及び支出について質疑を行いました。

3、審査の結果、付託された認定第1号は不認定とすべきものと、また認定第2号、認定第3号、認定第4号は認定すべきものと議決されました。

4、決算審査特別委員会の審査について報告いたします。平成24年第1回森町議会定例会9月会議において本委員会に付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号及び認定第4号については、休会中の9月5日、10日、11日の3日間にわたり慎重審議のもと審査を終了し、採決の結果、認定第1号は不認定、認定第2号、認定第3号、認定第4号は認定すべきものと議決されました。

さて、町理事者におかれましては、委員会審査の過程で出された意見や要望等を踏まえ、今後の施策に十分反映されることを強く望むものであります。

また、過去の本会議等において議会の十分な理解を前提とするとした案件の予算化やその決算においては、特に内容の丁寧な説明と十分な理解を得た上で進めていただきたい。これがほごにされるようであれば決算認定に際し疑義を招き、さらに議会軽視のそしりは免れないものと思われるところであります。

なお、本特別委員会は議長及び監査委員を除く14名で構成した特別委員会ではありますが、それぞれの立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な報告は省略いたします。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（野村 洋君） これで委員長報告を終わります。

決算審査特別委員会においては質疑、討論を行っておりますので、ただいまの委員長報告に対する質疑、討論を省略いたします。

これから平成24年第1回定例会9月会議付託議件について認定議案ごとに討論及び採決をいたします。

まず、認定第1号の討論に入ります。

これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で不認定となりました認定第1号に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） なければ次に、決算審査特別委員会で不認定となりました認定第1号に対する賛成討論の発言を許します。

○5番（前本幸政君） 認定第1号につきましては、去る9月11日の決算特別委員会において不認定ということで多数で可決をされました。認定第1号、平成23年度森町各会計歳入歳出決算に対しまして、委員長報告の決算不認定という報告に対し、賛成の立場より討論をさせていただきます。

平成21年9月議会におきまして、同僚議員の一般質問の中で倫理法人会会員について、森町役場が会員として法人会に入会しているのではないかと、また会費も町から支払われて

いるのではないかと質問をされましたときに町長は次のように答弁をされております。新聞に森町役場と書かれたことに対し、倫理法人会のほうに抗議を申し上げた。また、会費につきましては自分で支払っており、一切役場から支出はありません。将来的には、議会の同意を得て役場で支払っていきたいと思っていますと答弁をされております。ところが、平成23年度一般会計を精査した結果、一度も議会に説明もなく毎月3万円の法人会費を社団法人倫理研究所北海道倫理法人会に町の公費として支払われていたことが判明をいたしました。このことは、議会軽視どころか議会無視、二元代表制の存在に問うあってはならない行為と受けとめざるを得ません。公費で支払われました会費につきましては、速やかに町に返還をしていただきたいと思います。また、町有地売り払いに関する公文書紛失事件につきましては、職員の責任を問い、みずからの責任は明確にしないなど町長としての姿勢を問われるところでございます。

さて、議員の皆さん、森町議会の良識を守り抜くことは町民への負託に応えることだと強く思うところでございます。本特別委員会委員長の報告のとおり不認定となりましたので、この本議会におきましても議員皆さん全員で不認定とすることがこの森町の今後の議会の姿勢を問われる大事な問題だと思っております。議員の皆さんの賢明なるご判断を切にお願いを申し上げまして、委員長報告に対する賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） ただいま認定第1号に対する賛成討論がございましたけれども、続いて反対の討論がありましたら受けたいと思っておりますけれども、ございますでしょうか。

○3番（宮本秀逸君） 平成23年度一般会計につきましては、予算の範囲内での執行であり、認定する立場で討論をいたします。しかし、決算委員会の審査の過程でも最大の論点となりました款1項2目11諸費につきましては、予算審査において議会も承認したとはいえ、細目を理解できなかつたことは反省しなければならず、同時に執行者側の説明不足は論をまちません。今後の改善を強く望むものです。次年度以降、さらに透明性の高い予算執行を求めることを意見として、認定するに当たっての討論とさせていただきます。ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、認定第1号に対する賛成討論の発言を許します。

○4番（松田兼宗君） それでは、認定第1号、平成23年度一般会計など各会計歳入歳出決算認定についてを不認定とすべきという立場で討論させていただきます。

本特別委員会において、平成22年4月から現在に至るまで倫理研究所の倫理法人会への会費として月3万円の支出があったことが判明しました。平成21年9月議会における堀合議員の一般質問への答弁の中で、議会の同意を得て支払っていく旨の答弁をしているにもかかわらずであります。これは、町長みずからの発言を半年後には議会に無断でほごにして、しかも議会の目をごまかしやすい総務費の諸費の中に紛れ込ませるという手法でもって支出を行ってきたものであります。これは、議会軽視のあらわれでしかなく、議会との

信頼関係を著しくなくするものと言わざるを得ません。さらに、ほかにもこのようなものがあるのではないかと疑いを持たなければならないのかもしれませんが。議会と首長の信頼関係のない緊張関係は、いたずらに対立を持たせるのみで森町を律するものは何もないことに気づくべきです。

公文書をなくして何とも思わない町長、自分で決裁をしておきながら決裁していないと言い張る町長、全ての責任は部下に押しつけ、責任逃れをする町長、公文書と私文書の区別さえできず、職権を濫用する町長、議会の機能を知らず、議員と議会の区別もわからない町長、法律違反は明らかなのに一切修正しようとしめない町長、自分の間違っただけで行動する町長、政権を一度もとったこともなく、とるはずもない日本共産党が全て悪いのだと言う町長、町民が困っているのにお金をため込むことしか考えない町長、そして今3度目の不認定を受けようとしている町長、恥ずかしくはないのでしょうか。みっともないとは思わないのでしょうか。このような町長を教育した倫理研究所の倫理法人会への入会を認めるわけにはいきません。この町長のような無責任で自己中で破廉恥な職員を倫理研究所の倫理法人会が教育することを認めることはできないのです。

以上、見識のある議員の皆さんの賛同をお願いし、不認定とすべきという討論といたします。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） 堀合議員さん、どちらの……

（「賛成です」の声あり）

○議長（野村 洋君） 賛成討論ね。認定第1号に対する賛成討論の発言を許します。

○9番（堀合哲哉君） 平成23年度森町一般会計歳入歳出決算の認定第1号を不認定とした委員長報告に賛成する立場から討論をいたします。

賛成者の討論をお聞きしまして、お二人から賛成討論をなされました。全くそのとおりでと思います。私もこの場で私の考えを述べさせていただきたいと思います。辞書を引きますと、倫理とは社会生活において人として守るべき道であると記述されております。辞典に記述されている事柄と佐藤町長の言動を見ていく必要があると私は思います。私が一般質問で取り上げた福島原発事故や、あるいは沖縄における米兵の少女暴行事件など人命や人権の尊重についての町長の認識をただしました。しかし、いずれも町長の言葉からは一片の心の痛みさえないとする発言を繰り返しました。

当委員会におかれましても、民間会社ならば社長の指示に従わなかったらすぐ解雇できると何度も繰り返し、職員への恫喝を続けました。さらに、町長名で「議会の暴走」と題して根拠のないことを並べ立て議員を誹謗中傷するありさまでございます。今私がお話ししたのは、この間の町長の発言のごく一部分でございます。社会生活において人として守るべき道を探究すると標榜している町長のとるべき言動でしょうか。あなたが倫理法人会の一員ということですから、あなたの姿を通して見ると人として守るべき道を探究するの

ではなく、人としての道を外れることを主目的とした団体に見えてくるのは決して私だけではないと思います。あなたの文部科学省所管の公益法人だから、どんな法に触れても問題はないと主張されたいようでございますが、それは全く違います。社団法人倫理研究所の理論丸ごとを国の国是と決めて推進しているわけではございません。これをもとに町長の職務権限として朝礼において「職場の教養」を押しつけるのは職務権限の濫用であります。ましてや日本国憲法第19条、思想、良心の自由を侵し、全くの違法であることを強く申し上げておきたいと思います。ですから、公費の支出なんていうものはとんでもないことであります。

委員会が終了した次の日に我々に「議会の暴走」ということで町長の主張を我々に渡しました。主張どころか、森町長名を語るに非常に情けない、事実に基づかないでっち上げのことばかりであります。「議会の暴走」の中で何点か触れさせていただきます。町有地売り払いの問題であります。町長に無断で売り払ってしまったと述べていますが、町長自身が売り払い決定書にサインをしているのではありませんか。今年の公文書紛失はこの書類そのものであり、利害関係を見るとあなたに一番の疑惑が残ったままではないのでしょうか。本会議場においての真実に基づかない話は誠に憤むべきだと思います。さらに、私と日本共産党に対し、誹謗中傷を加えました。建造物不法侵入ということを繰り返しました。しかし、私自身誰もいない役場に無断で出入りした事実はございませんし、第一公共の建物である役場が町民誰もが自由に出入りできる建物というのが当たり前の常識であります。あなたの個人的な所有物でないことも申し上げておきたいと思います。

このような事実無根のことをつくり上げて誹謗中傷をする町長こそが倫理観も常識もない人だと思います。結局あなたの言う倫理というのは、1つ、うそをついても良い、1つ、他人を誹謗中傷しても良い、1つ、社会のルールも議会のルールも無視して良い、1つ、目的を達成するときはどんな卑劣な手段を使っても良い、1つ、自己の責任を他人になすりつけても良い、とにかく我が身だけを守れということなのでしょう。これが町長の倫理観なのだと思います。こんな倫理観を公務員である職員に押しつけることは、民主主義を否定する言語道断の行為ではございませんでしょうか。重ねてこれも強調したいと思いません。

平成23年度の決算を見まして、結局あなたのおやりになった行政というのは町民の福祉サービスを削り、職員の給与も大幅に減額し、ため込んだお金が18億4,000万円、地方自治の本旨すら無視して投げ捨てて何の成果なのでしょう。町長交際費も不明瞭、答弁もしどろもどろ、私的なことも町長の立場を利用して公費としての扱いをしている、だから明らかにすることができないのでしょうか。講演会年間52回、町長の職務に専念すらしていない実態からして町長の職務の放棄と言っても決して過言ではございません。

最後に、議員の皆さんにお訴えいたします。この決算を認めるということは、議員、議会の持つ権限、権能をみずから手で投げ捨てる自殺行為であり、二代表制そのものの否定でもあります。当議会は、町長のための議会ではありません。町民のための議会であ

る、この認識を私も含めて全議員が改めて認識すべきではございませんでしょうか。以上を述べまして討論とさせていただきますと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第1号 平成23年度森町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は不認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり不認定とすることに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 採決の結果、賛成8人、反対4人で起立多数でございます。

認定第1号については、不認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第2号の討論に入ります。

これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第2号に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第2号に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第2号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数です。

認定第2号については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第3号に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第3号に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第3号 平成23年度森町水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

認定第3号については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第4号に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第4号に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第4号 平成23年度森町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

認定第4号については、認定することに決定しました。

◎日程第3 議員派遣の件について

○議長（野村 洋君） 日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第120条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第3のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定

しました。

◎日程第4 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長（野村 洋君） 日程第4、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会
通年議会実施要綱第9条に基づき、配付の上報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本定例会9月会議に付議されました議件の審議
は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第1回森町議会定例会9月会議を終了いたします。

休会 午後 2時05分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成24年9月14日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員